

許可が必要な動物の数（県化製場等の構造設備の基準等に関する条例第12条）

・牛	1頭	・馬	1頭
・豚	1頭	・めん羊	4頭
・やぎ	4頭	・犬	10頭
・鶏	100羽	・あひる	50羽

畜舎等の構造設備の基準チェック表（条例第13条）

基準の内容
床は、不浸透性材料で造られ、適当な勾配、及び排水溝が設けられていること。
内壁は、飼養し、又は収容する動物の種類に応じ適当な高さまで、清掃に支障をきたさない材料で造られ、かつ、清掃に支障をきたさない構造を有すること。
内部は、清掃に支障をきたさない適当な広さ、及び高さを有すること。
床の周辺の地面で、汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で造られ、これに適当な勾配、及び排水溝が設けられていること。
洗浄用水を十分に供給ができる、給水設備が設けられていること。
汚物処理施設として、汚物だめ、及び汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合、又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめを要しない。
汚物だめ、及び汚水だめは、不浸透性材料で造られ、かつ、密閉することができる蓋が設けられていること。
畜舎から汚水だめ、汚水の浄化装置、又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。
排水溝は、不浸透性材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。